

省 八二

軍 領 第一一七

陸軍省 陸軍省 陸軍省

田中 陸軍省 陸軍省

河津 陸軍省 陸軍省

土 陸軍省 陸軍省

大臣 陸軍省 陸軍省

陸軍省 陸軍省

陸軍省

大臣 陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

陸軍省

学

〇〇

1029

本件異存之也  
以江户四年十二月  
参院本部

參謀總長○

令本部次長○

總務部長○

遞信省

大臣

通信局長

總務長官

郵務局長

国道延長ノ件

發議

右者国道第十号線ハ愛知縣麻里門前ニ  
達シ居テ今般野縣會新築移轉  
結果別紙圖面ノ通延長政成者ハ縣知  
事ヲ申上申付者ニ

依テ調査候處知事上申ノ旨趣ハ新  
縣廳會場地分界ニ延長政成者ハ  
得者元來如國道ハ縣廳ニ付せんノ目  
的ナレバ郡會場地ノ分界ニ延長せんノ必要  
アリ即縣會場門前ニ延長シテ記念

密  
附  
送

陸 軍 部

本條談正門迄延長(本紙参照通)相成可  
然乎尤本件は昭和十八年如右告示不  
至道表ニ影響セラルル旨別紙告示不  
手續シ要セザル最モ者一カ

右仰 高裁

但本件 所裁ノ上ニ留意知事  
去本監署長ニお通候、格

者一カ